



同一当事者間の複数他種保険と包括条項による重大事由解除

弁護士 勝野 義人

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

横浜地横須賀支判令和3年4月16日自保ジャーナル2096号132頁（請求棄却・確定）

1. 本件¹⁾の争点

本件は、X1 株式会社（以下「X1 社」という。）及び X2（X1 社の代表者）と、損害保険会社 Y1 及び Y2 との間で、建物 2 棟についての火災保険契約等及び X2 を被保険者とする傷害保険契約が締結されており、建物 2 棟において発生した火災及び X2 の負った傷害についてそれぞれ保険金を請求したところ、Y らは、火災については X2 の故意の事故招致であるとして、また、傷害については事故自体が不存在であったか、故意の事故招致であるなどとして保険金の支払を拒絶した事案である。本件訴訟では、①火災が X2 または同人と意を通ずる者によって惹起^{しきようき}されたか否か（故意免責の成否）、②傷害が偶然の事故から生じたものであるか否か、③火災保険契約等の重大事由解除の可否、④傷害保険契約の重大事由解除の可否及び⑤各保険金請求権の消滅時効の成否が争われた²⁾。

2. 事実の概要

(1) 各保険契約の内容

- ① 本件保険契約 1（「住まいの保険」契約者 X2・保険者 Y1）
 - ・保険期間 平成 23 年 11 月 24 日～平成 28 年 11 月 24 日
 - ・保険対象 X2 所有建物（以下「本件建物 1」という。）と建物内の X2 所有家財一式
- ② 本件保険契約 2（「住まいの保険」契約者 X1 社・保険者 Y1）
 - ・保険期間 平成 23 年 10 月 28 日～平成 24 年 10 月 28 日
 - ・保険対象 X1 社所有の建物（以下「本件建物 2」という。）
- ③ 本件保険契約 3（「企業総合保険」契約者 X1 社・保険者 Y1）
 - ・保険期間 平成 23 年 10 月 29 日～平成 24 年 10 月 29 日
 - ・保険対象 本件建物 2 に収容されるの設備什器一式

1) 本件判批として、山田拓広・立命館法学 415 号 281 頁以下（2024 年）がある。本件における傷害保険（本件保険契約 4）に関する重大事由該当性判断の検討については同判批を参照されたい。

2) 本稿においては争点③・④に関して主に検討するものとし、他の争点については検討対象としない。

④ **本件保険契約 4**（「ファイン新積立傷害」契約者 X2・保険者 Y1）

- ・保険期間 平成 22 年 1 月 25 日～平成 27 年 1 月 25 日
- ・保障内容 X2 を被保険者とする傷害保険

⑤ **本件保険契約 5**（「事業総合保険」契約者 X1 社・保険者 Y2）

- ・保険期間 平成 24 年 2 月 6 日～平成 25 年 2 月 6 日
- ・保険対象 本件建物 1 の 1 階収容の X1 社所有の設備什器及び商品その他

(2) **火災事故**

① **本件火災 1**（本件建物 1 の火災）

平成 24 年 8 月 23 日午前 6 時 10 分頃出火し本件建物 1 が全焼する等した。

② **本件火災 2**（本件建物 2 の 1 回目の火災）

平成 24 年 9 月 6 日午前 6 時頃出火し建物内の設備什器等及び天井等の一部を焼損した。

③ **本件火災 3**（本件建物 2 の 2 回目の火災）

平成 24 年 9 月 13 日午前 5 時 50 分頃出火し本件建物 2 は全焼した。

(3) **傷害事故**（いずれも X らによる主張内容であり、事故の存否には争いがある。）

① **本件傷害（火災）**

本件火災 1 の際に X2 が傷害を負った。

② **本件傷害（車両転倒）**

平成 25 年 3 月 28 日、X2 が車を運転していたところ、右から狸が飛び出してきたのをよけようとし、左右ガードレールに自車を衝突させ横転し、腰椎捻挫等の傷害を負った。

③ **本件傷害（転倒 1）**

平成 26 年 1 月 13 日、X2 がマンション階段で滑って転倒し頸椎捻挫等の傷害を負った。

④ **本件傷害（転倒 2）**

平成 26 年 7 月 16 日、X2 が本件建物 2 の階段で転倒し左右膝部打撲等の傷害を負った。

(4) **訴訟に至る経緯**

本件火災 1～3 に関し、X1 社及び X2 はそれぞれ Y らに対し保険金の支払を請求したが、Y らは被保険者の故意により招致されたものであるとして保険金の支払を拒絶した。また、傷害事故に関する X2 からの保険金請求につき、Y1 は、いずれの請求についても「急激かつ偶然の外来の事故によってその身体に被った傷害」ではない疑いが強いことを理由に保険金の支払を拒絶したため、本件訴訟が提起された。なお、重大事由解除の主張については、本訴訟の途中（終盤）に、Y らから主張されたものである。

(5) **その他前提事実**

本件火災 1～3 が放火による点には争いがなく、放火をした者が X2 又は X2 と意を通ずる者であるか否かに争いがある。この点、X1 社従業員であった Z は、LED の販売（取付工事を伴う）の営業を担当していたが、実際に発注がなかったにも関わらず発注があったものとしてこれを受注した上で、当該架空の受注に見合った LED の仕入れを複数回行っており、本件火災発生日はいずれも架空受注にかかる LED 設置工事の当日であった。

3. 判旨（控訴棄却（確定））

(1) 概要

裁判所は、本件火災 1～3 については、Z による放火である可能性も相当にあるため、X2 又はそれと意を通ずる者による放火とは認められないから故意免責は認められず、Y1 及び Y2 には本件保険契約 1～3 及び 5 に基づく各保険金の支払義務が生じ、また、重大事由解除も認められないが、各保険金支払請求権は時効の援用により消滅したと判断した。また、本件傷害（火災）及び本件傷害（転倒 1）については、Y1 に保険金支払義務が生じるが、本件火災 1 の発生時点を基準時として本件保険契約 4 の重大事由解除（包括条項の適用によるもの）を認めて支払義務を負わないとし、本件傷害（車両転倒）及び本件傷害（転倒 2）については、急激かつ偶然な外来の事故によって生じたものとは認められないため Y1 は保険金支払義務を負わないと判断した。したがって、X1 社及び X2 のいずれの保険金請求も認められないとして請求を棄却した。このうち、本件保険契約 1～5 に関する、包括条項による重大事由解除可否についての判示は以下のとおりである。

(2) 包括条項該当性判断基準

「本件各包括条項は、本件保険契約 1～3 及び 5 に関するものについては保険法 30 条 3 号を根拠とするものと解される（本件保険契約 4 に関するものは現行保険法の施行前のものであるが、その解釈については以下、本件保険契約 1～3 及び 5 と同様に検討していく。）が、同号の趣旨は、同条 1 号（保険金取得目的の故意の事故招致行為）や 2 号（詐欺行為）に該当する事案がなくとも、保険者の、保険契約者に対する、保険契約の不正利用の目的が存在しないことに関する信頼を破壊し、保険契約の存続を困難にする重大な事由がある場合に、保険者を保険契約から解放することにあるといえる。したがって、保険契約者の不自然な行為のほか、行為以外の事実、例えば従前の保険金等の受給歴、過去の保険事故や直近の保険金請求に係る保険事故等をめぐる不自然な事情、モラルリスク懸念の高い個人又は団体との密接な関係といった事情が、保険法 30 条 3 号にいう重大な事由の評価根拠事実になり得るというべきである。」

(3) 本件の検討

① 本件保険契約 1～3 及び 5（火災保険関係）

1) X2 を被保険者とする建物損害に関する保険金請求について

「平成 22 年 12 月 3 日から本件基準時〔注：本件火災 1 発生日である平成 24 年 8 月 23 日〕までの間に X2 を被保険者とする建物損害に関する保険金請求は、7 件存在」し、「これらは、いずれも、台風、強風雨及び地震を端緒とするものであり、保険事故が発生したことについては疑いを生じさせないものである。したがって、保険金請求の回数が不自然なまでに多いということとはできない。」もっとも、これらの請求の中には、強風により破損した「看板の交換費用相当額を含む保険金が既に支払われ」、「X2 は、過去に保険金が支払われていることを知りつつ看板の交換を行うことなく放置した上、」台風「に襲われるや、看板に関する損害を重複して請求して」いたり、既に存在していた雨漏りについて、「強風雨があった際の損害として申告し」ていたりしており、「このように、本件基準時前における X2 の保険金請求のあり方には、保険事故によって生じた損害を正確に吟味することなく行う傾向があったということができ、このことは X2 も認めている。」

2) X1 社を被保険者とする建物損害に関する保険金請求について

「平成 21 年 10 月 8 日から本件基準時までの間に、X1 社を被保険者とする建物損害に関する保険金請求は 6 件存在」し、「これらは、台風、自動車との接触、地震を端緒とするものであり、保険事故が発生したことについては疑いを生じさせない」ため、「保険金請求の回数が不自然なまでに多いということとはできない。」なお、X1 社において結果的には過剰な見積を基に保険金請求を行ったものと言い得る保険金請求等もあるが、X1 社が「あえて過剰な請求をしたということとはできない。」

② 本件保険契約 4（傷害保険関係）

「本件基準時までの約 18 年半の間に、合計 17 件の保険事故が申告され、取得した保険金は合計 1928 万 4260 円に上る。X2 は、単純計算でも年間 100 万円、交通事故による取得した保険金及び生産物賠償責任保険に基づき取得した保険金を控除しても年間 48 万円を超える傷害保険金を取得していたことになるが、一般の経験則に照らし、通常人がそれだけの傷害に見舞われること自体が稀であるというべきである。」「X2 による傷害にかかる保険金請求の中には、器質的損傷の認められない打撲傷であるにもかかわらず、治療実日数が 100 日を超え、かつ通院期間の半分以上を治療に充てているものが」「散見される。」

「X2 は、一つの保険事故により複数の保険会社に保険金の請求をしたことが複数回あり、実際に保険金の支払を受けている。特に、」ある一つの「事故については、保険会社 5 社から通院保険金の支払を受けた。なお、本件基準時後の事情ではあるが、本件傷害（火災）、本件傷害（車両横転）、本件傷害（転倒 1）及び本件傷害（転倒 2）についても、X2 は、Y1 以外の保険会社を被保険者とする保険契約に基づき、通院保険金や治療費等の支払を受けている。X2 は、複数の保険会社の傷害保険に加入していた理由について、怪我をしやすい体質であることに備えたためと主張する」が、「通院保険金とは、実損額とは関係なく、入通院の日数 1 日ごとの保険金の額が定められており、入通院日数に応じて保険金の額が増えていくという」「傷害保険の性質を考慮すると、一つの保険事故に対して、複数の会社から、通院保険金の支給を受けようとする事それ自体が相当であるかという点には疑問を差し挟む余地がある。」「以上のとおり、X2 の本件基準時前の傷害保険の請求状況及び受給状況をみると、傷害の回数自体が多く、器質性損傷の認められない比較的軽傷と解される怪我であっても長期間多数回にわたる通院を行う傾向があり、結果として通院給付金の高額化に結び付いている点は否定できない。傷害保険を複数の保険会社と締結していた点についても、その相当性には疑問がある。さらに、本件基準時後の事情ではあるが、」「本件傷害（車両横転）及び本件傷害（転倒 2）については、いわゆる偶然性の存在が認められないものであって、このことは、X2 の従前の傷害保険請求の在り方にも重大な疑問を抱かせるといってよい（とくに、目撃者の存在しない事故について）。そうすると、少なくとも、X2 が加入していた傷害保険」について、「例えば、X2 が、月額収入の相当部分を保険料の支払に費やしていたとか、X2 の収入に占める保険金の割合が不自然なまでに高いなどの事情が証拠上認められないことを踏まえても、」「前記」「の各事情をもって、本件基準時時点において、X2 が Y1 との間で締結した保険契約を不正に利用する目的がないとの信頼は相応に破壊されていたというべきであり、本件保険契約 4 の存続を困難にする重大な事由が存在するとみるべきである。」

③ 本件保険契約 1～3・5（火災保険関係）の重大事由該当性についての結論

「他方、X2 及び X1 社の本件基準時前の火災保険の請求状況及びその評価は前記」「のとおりである。X1 社が Y らとの間で締結した保険契約を不正に利用する目的がないとの信頼が破壊され、保険契約の存続を困難にする重大な事由が存在すると評価するには、なお疑問があると言わざるを得ない。」

「X2 の傷害保険の関係では保険契約の存続を困難にする重大な事由があるとしても、火災保険と傷害保険との性質の違いに徴すれば、当該事由があることをもって、X2 と Y1 との間の本件保険契約 1、X1 社と Y1 との間の本件保険契約 2 及び 3、X1 社と Y2 との間の本件保険契約 5 の各存続を困難にする重大な事由が存在すると評価することはできない。」

④ 結論

「以上のとおりであるから、本件各包括条項に基づく解除をいう Y らの主張のうち、本件保険契約 4 については理由があり、その余の本件保険契約については理由がない。」

4. 評釈（判旨の結論には賛成するが、理由付けには若干の疑問がある。）

(1) 重大事由解除条項における 3 号事由（包括条項）

保険法 30 条は、損害保険における重大事由解除事由を定めており、同条 1 号において保険金取得目的の故意の事故招致行為を、2 号において詐欺行為について規定した上、3 号において「前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由」を定め、包括条項（バスケット条項）と呼ばれる³⁾。本件 Y1・Y2 も、本件各保険約款に同様の規定を定めており⁴⁾、本件では当該包括条項の適用について火災保険・傷害保険⁵⁾ の双方において争点となった。

3) 傷害疾病定額保険については保険法第 86 条に同様の規定があるが、規定の趣旨は同様と解されるため、本稿では保険法 30 条を前提とする。重大事由解除規定が保険法に規定されるに至った経緯およびその趣旨については、山下友信＝米山高生編・保険法解説 563 頁以下〔甘利公人〕（2010 年・有斐閣）を参照。また、立法過程等の詳細については、田口城「重大事由による解除」甘利公人＝山本哲夫編・保険法の論点と展望 148 頁以下（2009 年・商事法務）、榊素寛「保険法における重大事由解除」竹瀝修ら編・保険法改正の論点中西正明先生喜寿記念論文集 357 頁以下（2009 年・法律文化社）参照。

4) 本件保険契約における重大事由解除事由（包括条項）の規定は、以下のとおりである。

本件保険契約 1・2「住まいの保険普通保険約款」第 2 章第 5 節第 5 条及び本件保険契約 3「企業総合保険普通保険約款」第 3 章第 5 節第 5 条は同様の規定であり、「①および②のほか、保険契約者または被保険者が、①または②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと」と定める。

本件保険契約 4「傷害保険普通約款」第 19 条は「①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと」とする。

本件保険契約 5 については同契約の適用約款は確認できなかったが、同じ保険会社の同種商品約款（「事業活動総合保険」普通保険約款第 3 章第 15 条）は「①から③に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。」と定める。

5) この点、判旨は、本件保険契約 4 についても保険法 30 条の規定のように判示しているが、本件保険契約 4 は傷害疾病定額保険であるから、保険法 86 条 3 号の規定に相当する約款規定といえる。

包括条項による解除が認められるためには、①保険者の保険契約者等に対する信頼関係を損なうこと、②保険契約の存続を困難にすることという2つの要件を充たす必要がある⁶⁾が、どのような事実（評価根拠事実）が認められればこれらの要件を充たすのかについては個別の事案毎に判断される⁷⁾。

包括条項の評価根拠事実になり得る事実としては、「あらゆる保険契約者等の『行為』（保険契約締結前・締結後・保険事故時等の不自然な行動等）や、さらには『行為』以外の諸事実（従前の保険金等の受給歴、過去の保険事故や直近の保険金請求にかかる保険事故等をめぐる不自然な事情、モラルリスク懸念の強い個人・団体との密接な関係等）」⁸⁾とか、「保険契約者等に、保険金不正請求を実行する動機があること、保険契約締結に関する事情（加入から事故までの時間が短い、事故発生後、保険料不払い解除になっている、加入と解約を繰り返している等）、保険事故前後の行動の不自然性、過去の保険金等の請求歴、受領歴・金額、過去の保険事故の偶発性や仮装性についての疑義の有無、過去の保険事故の内容の類似性（多数の保険金請求歴を持つ者は同じ手法で事故招致を実行することや、同じ保険種目ないし特定の保険種目で不正請求を実行することが多いと考えられる）などを総合して判断すべき」⁹⁾などと説明されている¹⁰⁾。

(2) 契約当事者が同一の他保険（他種保険）に関する包括条項の適用について

① 裁判例・学説

同一の契約者・共済者間で火災共済・生命共済が締結されていた事案において、火災共済金請求について故意の事故招致免責が認められ、この火災共済共済金請求について詐欺行為を行っていたことを理由に生命共済の解除を認めたものとして、福岡高判平成24年2月24日判時2145号108頁¹¹⁾（保険法施行前に生じた紛争に関するもの）がある。

もっとも、保険法30条1号2号は、「『当該』損害保険契約」¹²⁾における故意の事故招致や詐欺請求を重大事由として規定している。したがって、保険法施行後においては、別契約における故意の事故招致等（1号2号該当事由）があったとしても、当該契約について当然に重大事由解除を行うことはできない。例えば、同一契約当事者間に複数の保険契約がある場合で1

6) 萩本修編・一問一答保険法99頁（2009年・商事法務）。

7) 保険法案が審議された第169回国会において、3号事由にいう「保険者に対する信頼」の解釈に関しては、保険者における個人的な信頼を意味するのではなく、公益に資する保険業のあり方に照らした信頼を意味するとの答弁がなされた。さらに、衆参それぞれの法務委員会において、重大事由解除の濫用が生じないよう十分に留意すべき旨の附帯決議もなされている（田口・前掲155頁等参照。）

8) 宮根宏一「重大事由解除に関する包括条項」金法1898号32頁（2010年）。

9) 山田・前掲302～303頁。

10) この点、包括条項の適用においても不正取得目的が存することが必要とする考え（限定説。勝野義孝「重大事由による解除」落合誠一＝山下典孝編・新しい保険法の理論と実務〔別冊金融・商事判例〕216頁（2008年・経済法令研究会）等）と、包括条項の適用においては不正取得目的は不要とする考え（非限定説。山下（友）ら編・前掲577頁〔甘利〕等）があり（学説の整理については、三宅新「保険法の重大事由解除は『信頼関係破壊の法理』ではない」生命保険論集213号227頁以下（2020年）参照。）、この見解の違いにより包括条項において何に対する「信頼」なのかにつき違いが生じ、これによって包括条項における評価根拠事実が変わり得る旨の指摘がある（山田・前掲308頁）。

11) 判批として、山下典孝・保険事例研究会レポート279号10頁（2014年）がある。

12) 傷害疾病定額保険も同様に、「当該傷害疾病定額保険」と規定している（保険法86条1号2号）。

つの保険契約に故意の事故招致等が認められた場合であっても、他の保険契約において同条 1 号 2 号の事由が発生したことにはならず、別途、包括条項の適用につき検討されることとなる¹³⁾。

そこで、1 つの保険契約において重大事由が認められた場合に、他の保険契約が包括条項により解除できるのはどのような場合であるかが問題となる。

この点につき、前掲福岡高判の事案（火災共済に 1 号事由が認められる事案）に関して、同事案の事実関係を総合的に判断すれば生命共済を包括条項の適用により解除することが可能であったとする見解¹⁴⁾、「損害共済と生命共済が兼業されている場合には、3 号事由に該当するという判断をすることにも合理性がある」¹⁵⁾とする見解がある。また、自動車保険と火災保険が同一保険者との間で締結されているケースを前提に、自動車保険に重大事由が認められれば（それが 1～3 号のいずれであっても）火災保険も 3 号事由による解除が可能であるとする見解¹⁶⁾、損害保険において重大事由解除が認められた場合に生命保険についても包括条項による解除が認められるかについて、「原則的には、認められないが、〔中略〕保険利用について高度の悪質性があるような特段の事情がある場合には、例外的に、認める」¹⁷⁾という見解、さらに、「保険契約はあくまで保険料の支払いを受けて危険を引き受けるという経済的取引であって、倫理的な要素を考慮すべきではない。信頼関係の破壊があったというためには、保険者の引き受けている危険にのみ著しい変動がある場合に限定して適用すべきである」¹⁸⁾とする見解がある。

② 本件判旨の分析

本判決は、火災保険・傷害保険のいずれの保険契約においても 3 号事由に該当するか否かが争われた事案において、信頼関係を損なったか否かについては「当該」保険契約における事情ごとに検討しており、傷害保険における信頼関係が破壊されていたからといって、当然に火災保険における信頼関係が破壊されたとは評価していない。

13) 本文記載の福岡高判平成 24 年 2 月 24 日も、仮に保険法施行後の紛争であったのであれば、生命共済に関しては包括条項において解除可能か否かが検討されることとなる。

14) 山下（典）・前掲 17 頁。

15) 山下友信・保険法（下）526 頁注 53）（2022 年・有斐閣）。

16) 潘阿憲「重大事由解除に関する一考察」損害保険研究 75 巻 4 号 194～196 頁（2014 年）。なお、嶋寺基「新保険法の下における保険者の解除権」石川正先生古稀記念・経済社会と法の役割 831～832 頁（2013 年・商事法務）もこの見解に近いが、やや制限的であり、特に一つの保険契約において 1 号事由以外の事由が認められる場合における他の保険契約の重大事由解除の検討の際には、「当該重大事由の悪質性の程度等も加味した判断」をすることが必要とする。

17) 黒木松男「生命・傷害疾病保険契約における重大事由解除に関する一考察－最近の判例を契機として－」生命保険論集 224 号 41 頁（2024 年）。

18) 甘利公人ほか・ポイントレクチャー保険法（第 4 版）36 頁（2025 年・有斐閣）。また、山下（友）ら編・前掲 572 頁〔甘利〕も同旨であると考えられ、東京地判平成 14 年 6 月 21 日生命保険判例集 14 巻 385 号（被保険者が船舶を沈没させ船舶保険金詐欺を行ったことを理由に、生命保険契約の重大事由解除が認められた保険法施行前の事案。この事案の保険者は同一ではない。判批として、甘利公人・保険事例研究会レポート 182 号 1 頁（2003 年）、木下孝治・保険事例研究会レポート 182 号 9 頁（2003 年）がある。）に関し、保険法の下で生命保険を 3 号事由により解除できるか否かについて、「信頼関係が破壊されたというためには、保険者が引き受けている危険について保険契約者等が不正行為を行った場合に限定される」ため、同事案においても 3 号事由による解除はできないとする。

また、「火災保険と傷害保険との性質の違いに徴すれば」という理由付けをしていることからすると、「当該」保険契約について包括条項による重大事由が認められるときは、その契約と性質（保険種類）が同じ保険契約については同様に重大事由が認められると考えられ、これに関しては保険者が異なる場合でも同様に考えているものといえる¹⁹⁾。

もっとも、ここにいう「性質の違い」がどの程度の性質の相違を指しているかは明確ではない。仮に、「物保険・損害保険」である火災保険と「人保険・傷害疾病定額保険」である傷害保険という性質の違いということであれば、火災保険と自動車の車両保険のようないずれも物保険かつ損害保険である他種保険契約を締結していた場合、一方において3号事由解除が認められるときは、他方においても3号事由解除が認められるということとなるが、より具体的な客体の性質の違い（建物と自動車等）なども含む趣旨であるとすれば、このような場合でも他方における3号事由解除は認められないということとなろう²⁰⁾。

いずれにしても、本判決は、保険契約の「性質」により分類して3号事由該当性を判断しているため、同一保険者との間の傷害保険契約に3号事由が認められることのみを理由に、火災保険契約においても「信頼が破壊され、保険契約の存続を困難にする重大な事由が存在する」とは認められないと判断しており、これは保険法や約款規定にいう「当該」保険契約という文言に基本的に沿う考え方であるといえる。

問題は、3号事由は「保険者の信頼を損なう」という信頼関係の破壊を要件としている²¹⁾が、その「信頼」²²⁾が損なわれたといえるのはどのような場合なのかという点である。この点が、他の保険契約に関する事情についても考慮して良いのか、良いとすればどの程度考慮してよいのか、という点に関わるものと考えられる。

まず、信頼を損なったか否かにつき考慮されるのは当該契約における被担保危険の著しい変動があるか否かのみに限られるとする見解によれば、他の保険契約における3号事由の評価根拠事実については当該保険の引受危険とは基本的に無関係であるため、例外的に関係があるといえるような場合のみ考慮して良いこととなる。この見解によれば、他保険契約の事情のうち考慮し得るのは、同一客体（あるいは同種の客体）に関する同種保険における事情に限られることとなりそうだが、同一保険者との間で複数の保険契約が締結されており、1つの保険契約において3号事由による解除が認められる場合に、他の他種保険契約についての「信頼」が一切損なわれていないと考えることにも違和感がある。

19) 本判決は、保険者が異なることに関して特に触れず、火災保険（本件保険契約1～3・5）と傷害保険（本件保険契約4）の性質の違いを理由に、火災保険における重大事由の存在を否定している。

20) この点に関し、甘利ほか・前掲36頁は、「同一の保険契約者（兼被保険者）が自己所有の数棟の建物につき同一の保険者との間で各棟ごとに1個の火災保険契約を締結している場合において、保険契約者がその1棟につき故意の事故招致を行ったときは、保険者は他の火災保険契約も〔中略〕解除しうる」とし、「同種の保険契約の場合には、通常は他の保険契約についても信頼関係が破壊されると考えられる。」とするが、「被担保危険を異にする別個の保険契約、たとえば火災保険契約と自動車保険契約の場合については、なお検討を必要とする。」とする。

21) 保険法における重大事由解除の規定につき、いわゆる信頼関係破壊の法理を基礎とするものであるか否かについては議論があるとの指摘（三宅・前掲）がある。

22) 包括条項の「信頼」に対する考察として、顧丹丹「重大事由解除における保険者の『信頼』の意義に関する一考察」生命保険論集206号89頁（2019年）参照。

一方で、「当該」保険契約の存続が困難といえるためには、全く無関係な客体に関する他種保険についての事情を、無制限に直ちに考慮して良いともいえなさそうである²³⁾。例えば、疑いのあるような保険金請求なども一切認められないまま長期間継続している火災保険と、最近になって締結された傷害保険が同一保険者との間で存する場合、傷害保険において3号事由が認められたとしても、そのことをもって火災保険も3号事由による解除を可能とすることは、保険法が「当該」保険契約と限定している趣旨に沿わないと考えられる。

しかし、同一当事者間における保険契約に関して「信頼」を損ねるか否かについて、全く無関係な客体に関する他種保険に関する事情は一切考慮してはならないという帰結も不自然であり、そのように解する根拠もないように思える。

結局のところ、同一保険者との間に複数の保険契約がある場合においては、「信頼を損ない、当該保険契約の存続を困難とする」と認められるか否かの判断に際して、画一的に契約ごとや契約の性質ごとに明確に切り分けて評価根拠事実の構成を行うことは困難といえ、各契約の締結経緯等も含めた諸々の事情を総合考慮して行うほかないものとする。そうすると、単に1つの保険契約において3号事由に該当することを他の保険契約において考慮して良いかという観点からではなく、3号事由を構成する評価根拠事実である具体的な事実が、他の保険契約における保険の性質や他の保険契約における保険金請求の態様なども勘案したときに3号事由の評価根拠事実として考慮し得るかという観点から検討を行うことが望ましいものといえる。

具体的には、複数の保険契約における客体や保険種類が異なる場合においても、例えば詐欺請求や過剰請求などが疑われる事案が双方の契約に認められる場合には、客体や保険種類の違いを理由にして一方の契約における事実を全く考慮せずに（排除して）他方の契約における3号事由該当性を判断すべきではなく、双方の契約における事実を総合考慮して判断されるべきと考える。

これを本判決についてみると、確かに火災保険においても疑わしい請求が認められるものの、事実認定において、事故の発生には疑義がなく過剰請求ともいえないと認定していることから、傷害保険の3号事由の評価根拠事実については火災保険における3号事由該当性判断の要素としては考慮しなかったものと考えられる。本件の前提事実としても、長期に亘り火災保険の請求に関し保険金が支払われ続けていたこと、契約を複数回更新していたこと、本件火災についても故意免責の認定には至っていないこと等からすると、本判決の判断は妥当であろう。もっとも、仮に、過剰請求等の点につきより踏み込んだ事実認定がなされ、火災保険でも不正請求等が疑われる事情が認定し得る場合であれば、同様の保険制度の不正利用を疑わせるべき事情である傷害保険における3号事由該当性の評価根拠事実についても併せて考慮されるべきであろう。この点に関しては、前記のとおり、保険の性質（被担保危険）などでの切り分けではな

23) 萩本編・前掲100頁(注2)には、自動車保険契約において1号事由が認められる場合でも、それを理由に火災保険契約の解除を認めるべきではないため、保険法30条1号及び86条1号においては「当該」との限定を付している旨の説明がある。

く、まさに「保険制度の不正利用目的」を疑わせるという意味で、「信頼」を損なう事実として考慮されるべきと考える²⁴⁾。

24) 本判決も、包括事由の評価根拠事実の一例として「モラルリスク懸念の高い個人又は団体との密接な関係といった事情」を挙げていることからすると、契約者等の本人がモラルリスク懸念の高い個人と評価できる場合には、その事情を考慮することを排除しているものではないと考えられる。